

昭和40年5月末 現在世帯人口数						
大字別	世帯数	男	女	計	転出	転入
赤馬場	510	1,092	1,291	2,383	17	10
中原	315	851	896	1,747	2	2
満願寺	548	1,340	1,456	2,796	20	8
計	1,373	3,283	3,643	6,926	39	20

国小南広報

村を明るくする実せん要項

1. お互いがあいさつをかわしましょう
2. 村内を美しくしましょう
3. この村から暴力を追放しましょう

第 21 号

昭和40年7月1日

毎月1日発行

1 部 5 円

災害は忘れぬうちにやってくる

『災害は忘れたころにやってくる』ということわざがあります。しかし、最近の災害は忘れぬうちにやってくるようです。

昭和三十八年の大水害から二年たちました。その爪あとも、もう殆んどやわらいだこの頃です。

「のどもと過ぎれば」のたとえどおり、災害に対する心の緊張を忘れたとすら大変です。

今年の梅雨は、集中豪雨型だと言はれております。

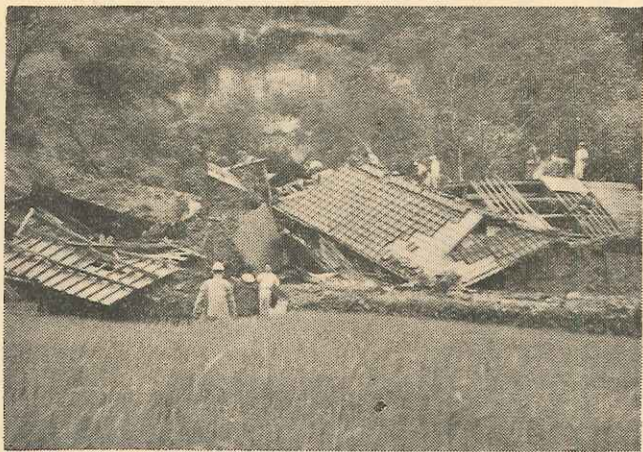
六月十九日、颱風九号の影響による大雨は、熊本、宇土地方に大きな被害を与えました。

この日役場では大雨洪水注意報の発令にともない、広報車を出して、比較的被害に弱い部落に警戒を呼びかけました。

今後、このような場合は、事情の許すがぎりお知らせしたいと思っております。

皆様方も、ラジオやテレビの天気予報、気象通報に、じゆうぶんご注意されて、万一の場合に備えて日頃から準備されるようお願いいたします。

けんかすぎでの棒ちぎりにならないように。



昭和38年災害 がけくずれのため押しつぶされた家屋



昭和38年災害 濁流のため流失寸前の家屋

家庭児童相談室開設

去る六月一日より阿蘇福祉事務所家庭児童相談室が開設され、最近家庭における児童教育等、児童福祉に関する種々複雑な問題につき御相談にあずかるし、指導措置もすることになりました。

業務の内容は、福祉事務所が行う家庭児童福祉に関する業務の内、専門的技術を必要とするもので、当面次のようなケースが、相談指導の対象として緊急度がたかいと思われまます。

1. 三才児検診の結果、児童の精神発達、家庭における養育態度等に問題がある児童とその家庭
2. 四、五才で問題行動をもつ児童とその家庭
3. 情緒障害をもつ児童とその家庭
4. 長期欠席児童とその家庭
5. 在宅精神薄弱児等要保護児童とその家庭

家庭児童相談室で行なう相談の範囲は、家庭における児童養育の技術に関する事項や、児童に係る家庭の、人間関係に関する事項その他、家庭児童の福祉に関する事項等で、主として、訪問による指導と法的措置を必要とするケースは、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事が担当し、主として所内における相談指導で解決されるケースは家庭相談員が担当します。

一般的現業事務は従前どおり現業を行なう所員が行ないます。

児童相談所との相互関係については、法令の定めるところによりますが家庭児童相談室の設置にともない、特に福祉事務所における、家庭児童福祉に関する相談指導機能が強化されるので、ケースの難易度や措置権限等充分考慮し、地域住民の利便度も考えたうえ、福祉事務所が扱ったが適当と思われるケースはできるだけこれら処理するようになっています。

児童委員との協力は相機関と協力して積極的に談室の機能を充分活用する実施します。

児童委員本来の業務である児童の発見通告等積極的な協力を行われるよう趣旨の徹底につとめます

また、地域に於ける家庭児童福祉の向上を計るため母親クラブ、親の会、婦人会等の組織活動の助長、および家庭における児童養育の知識技術の普及普及活動等に関係

職員は 家庭児童福祉の業務に従事する 社会福祉主事 一名 家庭相談員 二名 事務員 一名

阿蘇郡一の宮町宮地 阿蘇福祉事務所 保護係 電話一の宮局八五番

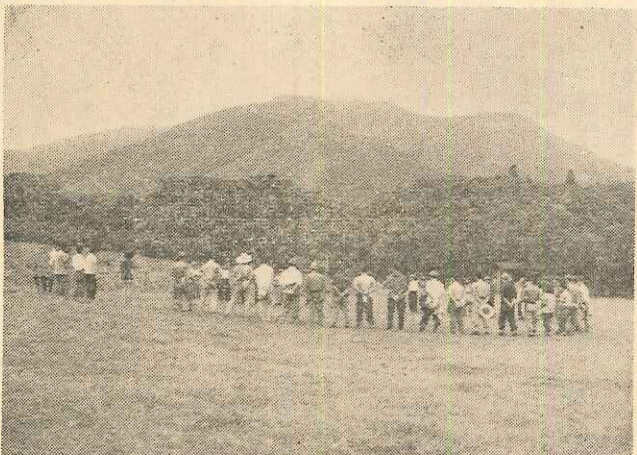
夏山はまねく

平野台キャンプ村え

昭和三十二年夏、村営キャンプ村が開設されてから今年で八年目を迎えます。

今年も、七月十日から八月二十五日までの四十日間におたつてキャンプ村を開きます。

獵師岳のふところ深く抱かれ、草原と林と溪流と奇



その間、山を愛し、自然に親しむ人々の数は、年毎に増して、今では県下でも有数のキャンプ村の一つに数えられております。

岩との調和は、目まぐるしく移り変わる実社会を離れて、こいの場所



用品も備えてあります 詳細は役場におたずねください。

種別	料金
テント 一〇人用	五〇〇円
テント 五人用	三〇〇円
テント 二人用	一五〇円
バンガロー 七人用	五〇〇円
バンガロー 五人用	四五〇円
毛布一組 (二枚)	六〇円

炊事道具、食器、娯楽用品も備えてあります 詳細は役場におたずねください。

点と線

地方自治が生れてから本年で十八年になります。昭和二十二年以前の南小国村と、昭和二十二年以降の南小国村は、地域にあつては少しも変りはありませんが、基本は限本的に違つてゐるわけ

このことは村民の皆さん方には既にご承知のことですが、今一度、地方自治の主権者として、復習の意味でお読みいただけたら幸いと存じます。

◎ 住民自治とはなにか

私達の南小国村など、全国の市町村の政治の制度について、世界中には、大きく分けて二通りあります。

一つは、政府が職員を市町村に派遣して処理させるやりかたであり、一つは、その地方の住民に自ら処理させるやりかたであります。

前のやりかたを官治といい、後のやりかたを自治といいます。

日本では、すでに皆さん方もご承知のように昭和二十二年五月より新しい憲法の下に、後のやりかた、すなわち住民自治が行われてゐるのです。

市町村の住民は自らの手で、自らの市や町や村の政治をしてゆくこ

う一度、自分を振りかえつて見ることもしなければせん。

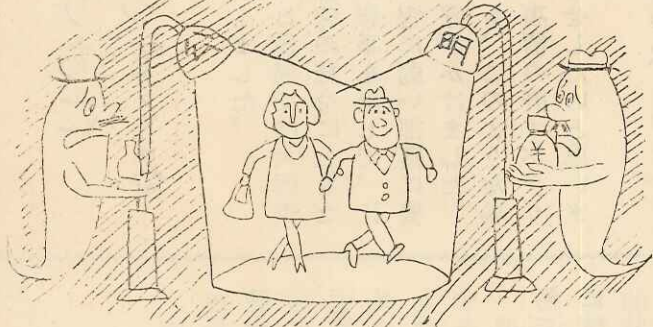
◎ 村民の意思と責任

住民自治は、住民の意思と責任によつて、村政を行うことであるが、しかし、今日の複雑な世の中で複雑な村政を村民がいちいち相談して処理してゆくことは実際上ほとんど不可能であります。

そこで村民が選挙によつて自分たちの代表者を選び、住民はその代表者を通じて、自分たちの意思を村政の上に実現させるといふしくみになつております。

現在では、すでにご承のように、村民は、およそ成年に達すれば、選挙は公明

あの手、この手の
おぼけも明いところ
には出られせん



男女を問わず、選挙権があり、村会議員のみなならず村長も、村民の直接の選挙によつて選んでゐるのです。

◎ 直接参政とは住民自治の充分な実現を期する

には、選挙の方式による住民参政の制度だけでは、充分ではありません。

すなわち村民は、選挙の瞬間にだけ、自らの意思を表明できるにとどまり、選挙が終わつた後には、村長、村会議員などに盲従せざるを得ないといふことになりがちであります。

真の住民自治を保障されるためには、選挙によつて選ばれた村長、村会議員など代表者の行動が村民の意思に反するようになつた場合には村民が直接自分たちの意思を実現することができなければならない。

しかし、何でもできるわけではありませ

次の四種類になつて

一、条例の制定、改廃

の請求

但し村税条例及び分

担金条例はできません

◎ 村政の主権者とは

住民自治とは、「村民の村民による、村民のための政治」ということがいえるでしょう。

我々村民は、何時も選挙となると、一生懸命になります。選挙が

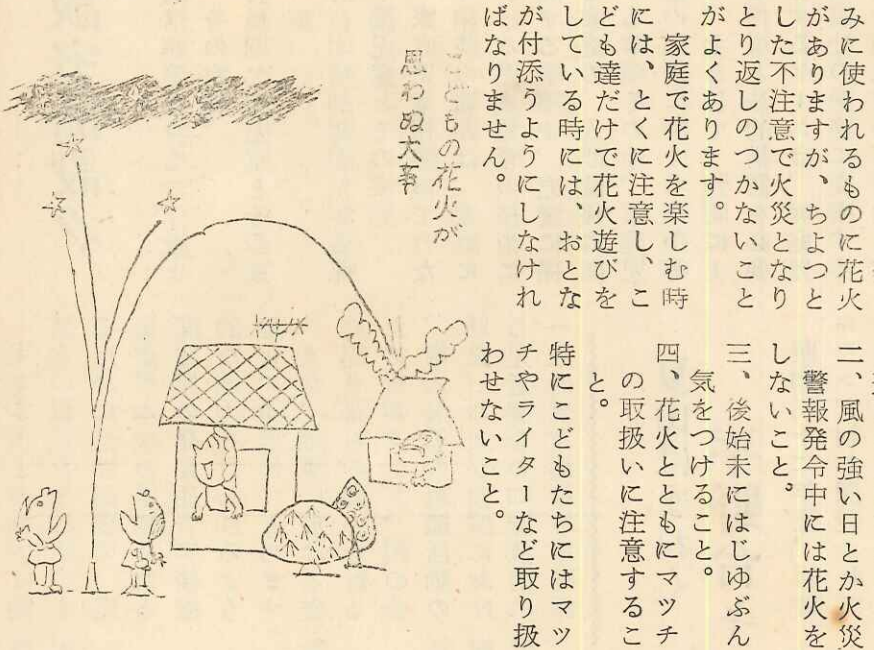
夏の夜の風物詩

こどもの花火にもご注意

梅雨があけ、いよいよ汗のじむ夏になると、ゆかたを着、夏の夜をすごすことが多くなつてきます。

そんなとき、よく楽しみに使われるものに花火があります。ちよつとした不注意で火災となりとり返しのつかないことがよくあります。

家庭で花火を楽しむ時には、とくに注意し、子ども達だけで花火遊びをしてゐる時には、おとなが付添うようにしなければなりません。



終わると比較的村政に無頓着な人が多いようです。

◎ 南小国村政の主権者は

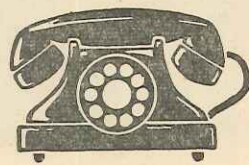
村長さんでもなく村会議員さんでもありません。あなた方村民であることを忘れないで、何時も村政を見守る必要があるのではないでしようか。

電話の熊本市内局番のおしらせ

きたる七月四日から熊本の市内局番が下記の通り二ケタに変わりますのでおしらせいたします。

なお、電話番号は変わりません。

七月四日より熊本市外電話を申込まれるときの局番は変更後の局番でお願いいたします。



現在.....変更後

二局.....五二局

三局.....五三局

三局九〇〇〇台.....五七局

(川尻地区)

家屋評価にともなう

一斉調査に御協力下さい

家屋の調査は昭和二十六年に一斉に調査致しましたがそれ以降は、毎年新築された家屋や改造された部分のみを調査してききました。

昭和三十八年自治庁からの指示により昨年度までに、家屋評価替えを済ませるよう命ぜられました。しかし本村は昭和三十八年の水害により本年十

短歌

広漠のみどり一色瀬の本の
原に聳ゆるレストランハウス
渺々と大海原を思わせる
緑の波の立つや瀬の本
新緑の起伏をなせる広野原
諸車の連り通る瀬の本

何らかの良方法を講

き来で きることになりま

黒川～宮原～湯田線						
瀬本	黒川	田の原	宮の原	市原	湯田	備考
			6.58	7.10	7.28	
	7.00	7.08	7.45	7.57	8.15	
	8.10	8.18	8.55			竹田釜 7.25
8.46	9.02	9.10	9.47			
			9.58	10.10	10.28	
	10.20	10.28	11.05			
11.11	11.27	11.35	12.12			竹田釜 9.50
	13.40	13.48	14.25	14.37	14.55	
14.21	14.37	14.45	15.22			竹田釜 13.00
	15.40	15.48	16.25	16.37	16.55	
16.51	17.07	17.15	17.52			竹田釜 15.30
			18.03	18.15	18.33	

[illegible]

熊本	坊中	宮地駅	古城	八本松	瀬の本	黒川	田の原	宮の原	杖立
14.50	16.24	16.38	16.46	17.13	17.23	17.39	17.47	18.21	18.46
8.00	9.34	9.48	9.56	10.23	10.33	10.49			
10.30	12.04	12.18	12.26	12.53	13.03	13.19			
12.45	14.19	14.33	14.41	15.08	15.18	15.34			

杖立	宮原	黒川	瀬の本	宮地駅	静の家	仙酔峽
8.00	8.31	9.07	9.27	10.10	10.16	10.26
9.40	10.11	10.47	11.07	11.50	11.56	12.06

湯田	市原	宮の原	田の原	黒川	瀬本	備考
		7.02	7.39	7.47	8.07	竹田着 9.24
7.35	7.53	8.05				
8.50	9.08	9.20	9.57	10.05		
		10.12	10.49	10.57	11.17	竹田着 12.34
11.05	11.23	11.35	12.12	12.20		
		12.37	13.14	13.22	13.42	竹田着 14.57
13.45	14.03	14.15	14.52	15.00		
15.05	15.23	15.23				
		16.02	16.39	16.47	17.07	竹田着 18.24
17.05	17.23	17.35	18.12	18.20		
		18.22	18.59	19.07		
18.40	18.58	19.10				

仙酔峡～瀬の本～杖立						
仙酔峡	静の家	宮地駅	瀬の本	黒川	宮原	杖立
12.30	12.40	12.49	13.33	13.49	14.31	14.56
14.30	14.40	14.49	15.33	15.49	16.31	16.56

夏休みは規則正しく
こどもを水の害から守ろう

七月、八月は水のこい
しい季節です。
学校も夏休みをむかえ
ますし、先生方の指導も
で注意したいものです。

朝の涼しいうちに時間を
定めて「夏休みの友」やおさ
らいをする習慣をつけて、
水あそびも時間をきめてや
らせたらいかがでしょう。
深いところや、流れの早
いところでの水およぎなど
学校とよく連絡して注意し
たいものです。

また、ひとりで水およぎ
に行くことや、だれも見て
いないところでの水およぎ
も注意しましょう。

このごろは、にわか雨の多
い時期でもあり、上流での
にわか雨にも気をつけまし
よう。

夏休みを終つて、みんな
元気で学校へ集ることがき
るよう、ご家庭の注意をお
願ひします。



完納まであと一息 効果のあがった納税組合

納税組合の助成条例、取扱規則が昨年四月公布施行されてから一年余りたち、この間に七十の納税組合が生れました。

このためか、三十九年度は前年度を上まわる良い成績をおさめることができました。

納税組合長さんをはじめ、納税者みなさんのご協力によるものと感謝いたしております。

村では、去る五月八日市原小学校体育館において、特に成績の良かった完納十六組合に対し、その功績を永くたゞえるため表彰状と金一封をおくりました。

なおこの日、開会にさきだち、三十九年度後期分の奨励補助金を、各納税組合長さんにお渡ししました。

税は、村が事業を行うための重要な財源であります。

いわば、村財政の基礎ともいえるわけです。

そして、その納税率はその村の民度や、発展の状況を示す指針ともいわれています。

納税の成績が悪い場合は、私たちをとりまく多くの事業が、その必要性を感じながらもできないこととなります。

○パーセント以下の場合には制限を受け、思うように借られなくなります。

このように納税は、自分一人だけでなく村全体にも大きなさしきわりがあります。

今回百パーセントを達成された組合はさらにその記録を保持され、今一息と言う組合が多いのですから、なお一段のご協力をお願いいたします。

表彰組合名

矢田津上、戸無、和田上、和山下、米山、落見、櫛の口、中湯田、湯田下、湯田上、古賀、矢田原、荒倉中、荒倉上、手形野、動馬喜、立岩、荒倉中、志津下

矢田津上、戸無、和田上、和山下、米山、落見、櫛の口、中湯田、湯田下、湯田上、古賀、矢田原、荒倉中、荒倉上、手形野、動馬喜、立岩、荒倉中、志津下

好調なスタート

第一回固定資産

県村民税の納税状況

本年度の、第一回固定資産税が四月に、県村民税が五月に令書が発送されました。

各納税組合さん並びに皆様の御協力に依りまして左の様な良い成績があらりましたのでお知らせ致します。

このお知らせが皆様のお手元に届きましたときには保険税の第一回の納期も過ぎてくること、思いますが出来ず限り毎月納税の状況につきま

立岩 薮原 小原 小田 白川一 瀬の本 黒川一 田の原 高花 長迫 鬼 淵 波居原下(計四十七組合) ◎県村民税完納組合名 千光寺 竹熊 新町一 上町一 本町一 本町二 下町二 赤馬場 脇戸 矢田津上 森園 中村 馬場上 戸無 滝の口 午房草 和田上 和山下 瓜上上 米山 米山上 落見 櫛の本 地蔵原 松の木 田尻 滝下 樋の口 中湯田 湯田下 湯田上 湯田上 古賀 矢田原 荒倉中 荒倉上 手形野 動馬喜 立岩 薮原 小原 白川 一 黒川一 田の原 長迫 鬼 淵 波居原下 (計三十九組合)

立岩 薮原 小原 小田 白川一 瀬の本 黒川一 田の原 高花 長迫 鬼 淵 波居原下(計四十七組合) ◎県村民税完納組合名 千光寺 竹熊 新町一 上町一 本町一 本町二 下町二 赤馬場 脇戸 矢田津上 森園 中村 馬場上 戸無 滝の口 午房草 和田上 和山下 瓜上上 米山 米山上 落見 櫛の本 地蔵原 松の木 田尻 滝下 樋の口 中湯田 湯田下 湯田上 湯田上 古賀 矢田原 荒倉中 荒倉上 手形野 動馬喜 立岩 薮原 小原 白川 一 黒川一 田の原 長迫 鬼 淵 波居原下 (計三十九組合)

立岩 薮原 小原 小田 白川一 瀬の本 黒川一 田の原 高花 長迫 鬼 淵 波居原下(計四十七組合) ◎県村民税完納組合名 千光寺 竹熊 新町一 上町一 本町一 本町二 下町二 赤馬場 脇戸 矢田津上 森園 中村 馬場上 戸無 滝の口 午房草 和田上 和山下 瓜上上 米山 米山上 落見 櫛の本 地蔵原 松の木 田尻 滝下 樋の口 中湯田 湯田下 湯田上 湯田上 古賀 矢田原 荒倉中 荒倉上 手形野 動馬喜 立岩 薮原 小原 白川 一 黒川一 田の原 長迫 鬼 淵 波居原下 (計三十九組合)

立岩 薮原 小原 小田 白川一 瀬の本 黒川一 田の原 高花 長迫 鬼 淵 波居原下(計四十七組合) ◎県村民税完納組合名 千光寺 竹熊 新町一 上町一 本町一 本町二 下町二 赤馬場 脇戸 矢田津上 森園 中村 馬場上 戸無 滝の口 午房草 和田上 和山下 瓜上上 米山 米山上 落見 櫛の本 地蔵原 松の木 田尻 滝下 樋の口 中湯田 湯田下 湯田上 湯田上 古賀 矢田原 荒倉中 荒倉上 手形野 動馬喜 立岩 薮原 小原 白川 一 黒川一 田の原 長迫 鬼 淵 波居原下 (計三十九組合)

立岩 薮原 小原 小田 白川一 瀬の本 黒川一 田の原 高花 長迫 鬼 淵 波居原下(計四十七組合) ◎県村民税完納組合名 千光寺 竹熊 新町一 上町一 本町一 本町二 下町二 赤馬場 脇戸 矢田津上 森園 中村 馬場上 戸無 滝の口 午房草 和田上 和山下 瓜上上 米山 米山上 落見 櫛の本 地蔵原 松の木 田尻 滝下 樋の口 中湯田 湯田下 湯田上 湯田上 古賀 矢田原 荒倉中 荒倉上 手形野 動馬喜 立岩 薮原 小原 白川 一 黒川一 田の原 長迫 鬼 淵 波居原下 (計三十九組合)

立岩 薮原 小原 小田 白川一 瀬の本 黒川一 田の原 高花 長迫 鬼 淵 波居原下(計四十七組合) ◎県村民税完納組合名 千光寺 竹熊 新町一 上町一 本町一 本町二 下町二 赤馬場 脇戸 矢田津上 森園 中村 馬場上 戸無 滝の口 午房草 和田上 和山下 瓜上上 米山 米山上 落見 櫛の本 地蔵原 松の木 田尻 滝下 樋の口 中湯田 湯田下 湯田上 湯田上 古賀 矢田原 荒倉中 荒倉上 手形野 動馬喜 立岩 薮原 小原 白川 一 黒川一 田の原 長迫 鬼 淵 波居原下 (計三十九組合)

立岩 薮原 小原 小田 白川一 瀬の本 黒川一 田の原 高花 長迫 鬼 淵 波居原下(計四十七組合) ◎県村民税完納組合名 千光寺 竹熊 新町一 上町一 本町一 本町二 下町二 赤馬場 脇戸 矢田津上 森園 中村 馬場上 戸無 滝の口 午房草 和田上 和山下 瓜上上 米山 米山上 落見 櫛の本 地蔵原 松の木 田尻 滝下 樋の口 中湯田 湯田下 湯田上 湯田上 古賀 矢田原 荒倉中 荒倉上 手形野 動馬喜 立岩 薮原 小原 白川 一 黒川一 田の原 長迫 鬼 淵 波居原下 (計三十九組合)

立岩 薮原 小原 小田 白川一 瀬の本 黒川一 田の原 高花 長迫 鬼 淵 波居原下(計四十七組合) ◎県村民税完納組合名 千光寺 竹熊 新町一 上町一 本町一 本町二 下町二 赤馬場 脇戸 矢田津上 森園 中村 馬場上 戸無 滝の口 午房草 和田上 和山下 瓜上上 米山 米山上 落見 櫛の本 地蔵原 松の木 田尻 滝下 樋の口 中湯田 湯田下 湯田上 湯田上 古賀 矢田原 荒倉中 荒倉上 手形野 動馬喜 立岩 薮原 小原 白川 一 黒川一 田の原 長迫 鬼 淵 波居原下 (計三十九組合)

立岩 薮原 小原 小田 白川一 瀬の本 黒川一 田の原 高花 長迫 鬼 淵 波居原下(計四十七組合) ◎県村民税完納組合名 千光寺 竹熊 新町一 上町一 本町一 本町二 下町二 赤馬場 脇戸 矢田津上 森園 中村 馬場上 戸無 滝の口 午房草 和田上 和山下 瓜上上 米山 米山上 落見 櫛の本 地蔵原 松の木 田尻 滝下 樋の口 中湯田 湯田下 湯田上 湯田上 古賀 矢田原 荒倉中 荒倉上 手形野 動馬喜 立岩 薮原 小原 白川 一 黒川一 田の原 長迫 鬼 淵 波居原下 (計三十九組合)

立岩 薮原 小原 小田 白川一 瀬の本 黒川一 田の原 高花 長迫 鬼 淵 波居原下(計四十七組合) ◎県村民税完納組合名 千光寺 竹熊 新町一 上町一 本町一 本町二 下町二 赤馬場 脇戸 矢田津上 森園 中村 馬場上 戸無 滝の口 午房草 和田上 和山下 瓜上上 米山 米山上 落見 櫛の本 地蔵原 松の木 田尻 滝下 樋の口 中湯田 湯田下 湯田上 湯田上 古賀 矢田原 荒倉中 荒倉上 手形野 動馬喜 立岩 薮原 小原 白川 一 黒川一 田の原 長迫 鬼 淵 波居原下 (計三十九組合)

立岩 薮原 小原 小田 白川一 瀬の本 黒川一 田の原 高花 長迫 鬼 淵 波居原下(計四十七組合) ◎県村民税完納組合名 千光寺 竹熊 新町一 上町一 本町一 本町二 下町二 赤馬場 脇戸 矢田津上 森園 中村 馬場上 戸無 滝の口 午房草 和田上 和山下 瓜上上 米山 米山上 落見 櫛の本 地蔵原 松の木 田尻 滝下 樋の口 中湯田 湯田下 湯田上 湯田上 古賀 矢田原 荒倉中 荒倉上 手形野 動馬喜 立岩 薮原 小原 白川 一 黒川一 田の原 長迫 鬼 淵 波居原下 (計三十九組合)

立岩 薮原 小原 小田 白川一 瀬の本 黒川一 田の原 高花 長迫 鬼 淵 波居原下(計四十七組合) ◎県村民税完納組合名 千光寺 竹熊 新町一 上町一 本町一 本町二 下町二 赤馬場 脇戸 矢田津上 森園 中村 馬場上 戸無 滝の口 午房草 和田上 和山下 瓜上上 米山 米山上 落見 櫛の本 地蔵原 松の木 田尻 滝下 樋の口 中湯田 湯田下 湯田上 湯田上 古賀 矢田原 荒倉中 荒倉上 手形野 動馬喜 立岩 薮原 小原 白川 一 黒川一 田の原 長迫 鬼 淵 波居原下 (計三十九組合)

納税日がしるしてありますので、納税組合長さん始め皆様方の御協力を切にお願いたします。

阿蘇税務署から六月なかばごろ、昭和四十年分所得税の予定納税基準額および第一期分、第二期分の予定納税額(それぞれ予定納税基準額の3分の1に当る金額)の通知を受けた方は次のことをご承知ください。

一、予定納税基準額の計算

三十九年分の総所得金額(譲渡所得、一時所得、雑所得の金額は除きます)を基にして本年の税法改正事項による減税を繰りこんで計算してあります。

なお山林所得の金額は予定納税基準額の対象になりません。

二、申告所得税の納税

第一期分は七月末日、第二期分は十一月末日が納期限です。納期限内に納税してください。

三、減額申請の手続

本年分の見積額が次の理由により予定納税基準額より少なくなると思われる場合は、原則として七月十五日までに税務署に予定納

税額の減額申請書を提出して、減額の承認を受け、本年分の見積税額で納税することが出来ます。

(申請書の用紙は阿蘇税務署に請求してください)

一、休業、廃業などのため所得が減少する場合

夏の環境衛生

今年五月末早くも小国(参考) 毎月配布している赤痢患者が数名発生し住民を脅やかしめた幸いにも本村は発生地より上流にあるせいもあって、患者が発生していませんが、これからの七、八、九月は保健衛生上悪条件が重なり一番感染しやすい状態となりますので環境衛生に対する注意を一層深めなければなりません。又伝染病だけでなく高温多湿で食糧品も早く腐敗し食欲不振、栄養不足等で体力が減退し、健康が損なはれることがあります。

伝染病、食中毒等を未然に防止し健康を保持する為には、生活環境を衛生的に整備することでありそのためには毎月地区婦人会(若しくは駐在員)を通じて配布している駆除薬、消毒薬を有効に使用しハエ、カ、ウジを撲滅することが最大切であると思ひます。

夏の環境衛生

今年五月末早くも小国(参考) 毎月配布している赤痢患者が数名発生し住民を脅やかしめた幸いにも本村は発生地より上流にあるせいもあって、患者が発生していませんが、これからの七、八、九月は保健衛生上悪条件が重なり一番感染しやすい状態となりますので環境衛生に対する注意を一層深めなければなりません。又伝染病だけでなく高温多湿で食糧品も早く腐敗し食欲不振、栄養不足等で体力が減退し、健康が損なはれることがあります。

伝染病、食中毒等を未然に防止し健康を保持する為には、生活環境を衛生的に整備することでありそのためには毎月地区婦人会(若しくは駐在員)を通じて配布している駆除薬、消毒薬を有効に使用しハエ、カ、ウジを撲滅することが最大切であると思ひます。

伝染病、食中毒等を未然に防止し健康を保持する為には、生活環境を衛生的に整備することでありそのためには毎月地区婦人会(若しくは駐在員)を通じて配布している駆除薬、消毒薬を有効に使用しハエ、カ、ウジを撲滅することが最大切であると思ひます。

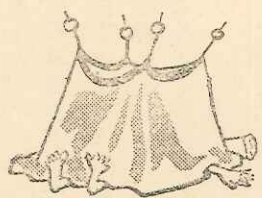
伝染病、食中毒等を未然に防止し健康を保持する為には、生活環境を衛生的に整備することでありそのためには毎月地区婦人会(若しくは駐在員)を通じて配布している駆除薬、消毒薬を有効に使用しハエ、カ、ウジを撲滅することが最大切であると思ひます。

伝染病、食中毒等を未然に防止し健康を保持する為には、生活環境を衛生的に整備することでありそのためには毎月地区婦人会(若しくは駐在員)を通じて配布している駆除薬、消毒薬を有効に使用しハエ、カ、ウジを撲滅することが最大切であると思ひます。

伝染病、食中毒等を未然に防止し健康を保持する為には、生活環境を衛生的に整備することでありそのためには毎月地区婦人会(若しくは駐在員)を通じて配布している駆除薬、消毒薬を有効に使用しハエ、カ、ウジを撲滅することが最大切であると思ひます。

伝染病、食中毒等を未然に防止し健康を保持する為には、生活環境を衛生的に整備することでありそのためには毎月地区婦人会(若しくは駐在員)を通じて配布している駆除薬、消毒薬を有効に使用しハエ、カ、ウジを撲滅することが最大切であると思ひます。

伝染病、食中毒等を未然に防止し健康を保持する為には、生活環境を衛生的に整備することでありそのためには毎月地区婦人会(若しくは駐在員)を通じて配布している駆除薬、消毒薬を有効に使用しハエ、カ、ウジを撲滅することが最大切であると思ひます。



贈与税の納期限延長制度が出来ました

新民法施行により、家督相続が、改正され、均分相続となり、農地等が相続により、細分化され農業経営上、好ましくない状態であることは皆様の御承知の通りであります。

このことは、法律の改正がない以上はどうにもなりませんでしたが、次の様に租税特別措置法の一部が改正されましたので、その原文をお知らせして、後で一部説明を加えて戴きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律(抄)
昭和三十九年法律第二十四号
昭和三十九年三月三十日

(農地等を贈与した場合の贈与税の納期限の特例)

第七十条の四、農業を営む個人で政令で定める者(以下この条及び次条において「贈与者」という。)が昭和三十九年一月一日から昭和四十三年十二月三十一日までの間に、その農業の用に供している農地(以下「農地」という。)(当該農地の上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。)(全部及び当該用に供し

年以上農業を営んでいる個人ということである。

は、当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与税の額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条(納付)の規定にかかわらず、当該受贈者が当該贈与者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日(当該受贈者が死亡した場合)には、当該受贈者の相続人(包括受贈者を含む。以下この条において同じ。)が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日から六ヶ月を経過する日まで、その納期限を延長する。

以下省略
以上改正点の一部を原文のまゝ記載しました。が農地の定義と政令で定めるとは次のことである。

1. 贈与者から贈与により農地等を取つた日における年齢が二十才以上であること。
2. 贈与者から贈与により農地等を取つた日以後引き続き三年以上農業に従事していたこと。

3. 贈与者から贈与により農地等を取つた日以後すみやかに当該農地等に係る農業経営を行うことである。

農地等の価額と対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額とは当該農地等の贈与あつた日の属する年分の贈与税と同項に規定する贈与税の申告書の提出により、納付すべきものの額から、当該農地等の贈与がなかつたものとして計算した場合に相続税法第三十三条(納付)に規定する期限までに納付すべきものとされる当該年分の贈与税の額を控除した金額とするということである。

「農地」とは耕作の目的に供される土地と云います。

「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として、耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的にされるものを云います。

農業を営む個人で政令で定める者とは贈与した日まで引き続き三

改正点の概要は左記の通りです。

記

農地等の生前贈与の特例の概要

農地等を贈与した場合の贈与税の納期限の特例および農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の特例の特例の概要

1. 贈与者から贈与により農地等を取つた日における年齢が二十才以上であること。
2. 贈与者から贈与により農地等を取つた日以後引き続き三年以上農業に従事していたこと。

3. 贈与者から贈与により農地等を取つた日以後すみやかに当該農地等に係る農業経営を行うことである。

農地等の価額と対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額とは当該農地等の贈与あつた日の属する年分の贈与税と同項に規定する贈与税の申告書の提出により、納付すべきものの額から、当該農地等の贈与がなかつたものとして計算した場合に相続税法第三十三条(納付)に規定する期限までに納付すべきものとされる当該年分の贈与税の額を控除した金額とするということである。

「農地」とは耕作の目的に供される土地と云います。

「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として、耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的にされるものを云います。

農業を営む個人で政令で定める者とは贈与した日まで引き続き三

つて納期限が確定した贈与税額を控除した金額となります。

したがって、この特例の適用を受けますと農地等の贈与があつたにもかゝらず贈与税は納付しないで、その農地等については、贈与者の死亡による相続が行われた場合と同様の税負担で済むこととなります。

以上この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に納期限の延長の適用を受ける旨、その他農地等の明細等を記載した書類および農業委員会の証明書を添付すると共に必要な担保の提供をしなければなりません。

尚、本特例は当初記載しました通り、時限法で昭和四十三年十二月三十一日までしかありませんが、早くに利用して下さい。

詳細については、役場税務課又は経済課に御相談下さい。

御説明申し上げます。

日赤社費

内新加入(特)一名(普) 三十八名

賛助費：九、五五〇円

……二七一名

新緑の五月全国一斉に催されました。

記

昭和四十年「赤十字社員増強月間」は、本村は婦人会の方々の熱心なる御協力によりまして、左記の成績を納める事が出来ました。

日赤の業務は以前広報で述べた事もありますので、省略しますが、この後共よろしく願ひします。

日赤社費

内新加入(特)一名(普) 三十八名

賛助費：九、五五〇円

……二七一名

大字赤馬場 三三、〇〇〇円

大字中原 二、八八〇円

一、九〇〇円



赤十字募金に御協力有難う

ございました